

## V. 国営公園等への現地調査・ヒアリング

### 1. 国営公園等への現地調査・ヒアリングの対象と選定

#### (1) 調査対象

(仮称) 普天間公園の参考となる事例として、主な国営公園については過年度に現地調査・ヒアリングを行ってきた。近年の国の動向も踏まえると、国が設置する公共空地の調査の必要があるため、本業務では公共空地を対象とする。

また公共空地として整備された公園事例のうち、(仮称) 普天間公園と類似したスケール感を有し、かつ(仮称) 普天間公園のテーマ「平和」に通じる「追悼」を掲げる復興祈念公園を対象とした。

#### (2) 閣議決定理由・趣旨等の把握

国が設置する都市公園（国営公園）は、都市公園法第2条第1項第2号において、次の2種類が定められている。これらは「イ号公園」「ロ号公園」と呼ばれ、法改正以前から国が整備・管理していた公園をこの制度の元に位置づけ直したものを含めて、2023年（令和5年）までにイ号が12カ所、ロ号が5カ所、合計17カ所が設置されている。

ロ号公園は、制度の趣旨・目的などからそれぞれ閣議決定を経て事業化されている。

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

都市公園法において国営公園が制度化されたのは1976年（昭和51年）の法改正以降であるが、それ以前から国が設置する公園は存在していた。国が設置する都市計画施設としての大規模公園の第1号は、1968年（昭和43年）の閣議決定「明治百年記念事業として行う国営森林公園の設置について」に基づいて設置された国営武蔵丘陵森林公園であり、その後、国営飛鳥歴史公園、淀川河川公園が続いた。

これら事業の根拠となったのは、国土交通省設置法第4条第1項第48号（当時は、建設省設置法）において、同省の任務及び所掌事務の一つに定められている「公共空地及び保勝地」である。

第4条 国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

48 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあっては、これらの整備に限る。）に関すること。

ロ号公園については法に「閣議の決定を経て設置する」ことが示されているが、公共空

地の場合、それは明確には示されていない。ただし、国の様々な重要政策の実現・具体化のために必要な公園としての側面から、近年整備された公共空地（国立民族共生公園、東日本大震災からの復興祈念公園（岩手県、宮城県、福島県）、明治記念大磯邸園は、いずれも関連する閣議決定がなされている。これらの閣議決定理由・趣旨等を分類整理すると次のようになる。

#### 既設口号国営公園および国が設置する公共空地の閣議決定等理由・趣旨の整理

閣議決定理由・趣旨等		公園等名
国家的な記念事業	我が国の時代の転換点などを記念する	・ 国営武蔵丘陵森林公園（明治 100 年） ・ 国営昭和記念公園（昭和天皇の御在位 50 年） ・ 沖縄記念公園首里城地区（沖縄の復帰） ・ 明治記念大磯邸園（明治 150 年）
	国家的な大規模行事を記念する	・ 国営沖縄記念公園海洋博覧会地区（沖縄国際海洋博覧会）
我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用		・ 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 ・ 国営吉野ヶ里歴史公園
アイヌ文化の復興等の促進		・ <u>国立民族共生公園</u>
大災害からの復興の象徴		・ <u>東日本大震災からの復興の象徴となる国営追悼・記念施設</u> （岩手県、宮城県、福島県各 1 ヶ所）

※ 公園名等の下線は公共空地

東日本大震災からの復興と象徴となる国営追悼・記念施設は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記録と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のために設置される施設であり、平成 26 年（2014 年）の閣議決定『東日本大震災からの復興と象徴となる国営追悼・祈念施設の設置について』に基づき、岩手県陸前高田市、宮城県石巻市、福島県浪江町・双葉町の 3 ヶ所で、地方公共団体が整備する復興祈念公園の中に、国が丘や広場等の中核的施設を設置することが定められた（福島県施設は、平成 29 年（2017 年）に追加決定）。

このうち岩手県、宮城県の両公園は平成 27 年（2015 年）から事業が進められ、岩手県は令和元年（2019 年）9 月から一部供用、令和 3 年（2021 年）4 月に全面開園、宮城県は令和 3 年 3 月に全面開園した。遅れて閣議決定された福島県の施設は、事業化も遅れたものの、令和 3 年 1 月から追悼記念施設の一部が供用開始され、整備が進められている。

<平成 26 年 10 月 31 日 閣議決定、平成 29 年 9 月 1 日一部変更：東日本大震災からの復興の象徴となる国営追悼・祈念施設（仮称）の設置について>

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国は、地方公共団体との連携の下、岩手県陸前高田市、宮城県石巻市及び福島県双葉郡浪江町の一部の区域に、国営追悼・祈念施設（仮称）を設置する。

## 2. 国営追悼・祈念施設の現地視察

### (1) 高田松原津波復興祈念公園（岩手県陸前高田市）

#### 1) 全体概要

岩手県陸前高田市にある高田松原津波復興祈念公園は、震災前は「高田松原」と呼ばれ国の名勝や陸中海岸国立公園（現・三陸復興国立公園）として地域指定され、同時に「日本の歴史公園100選」にも選定された都市公園、県施設だった県立野外活動センター、市施設だった野球場、道の駅等が設置されていた区域が、津波によって地盤や建物がほぼすべて流亡してしまった跡地に整備されたものである。

都市計画上は、岩手県が都市計画決定する広域公園で、決定面積は約105.4haである。なお、当初決定は約124.2haだったが、整備状況や周辺での復興土地区画整理事業の進捗等とあわせて令和元年（2019年）に県決定区域の一部（約18.8ha）を廃止、新たに陸前高田市が、これを含む約20.9haの区域を総合公園（高田松原公園）として都市計画決定した。

このうち、国営追悼・記念施設は約10haで、追悼の広場、東日本大震災津波伝承館、道の駅高田松原、震災遺構（旧・道の駅高田松原）などを含む。

#### 2) 基本方針等

##### ■基本理念

奇跡の一本松が残ったこの場所で犠牲者への追悼と鎮魂の思いとともに、震災の教訓とそこからの復興の姿を高田松原の再生と重ね合わせ未来に伝えていく

##### ■基本方針

1. 失われたすべての生命（いのち）の追悼・鎮魂
2. 東日本大震災の被災の実情と教訓の伝承
3. 復興への強い意志と力の発信
4. 三陸地域に育まれた津波防災文化の継承
5. 公園利用者や市街地の安全の確保
6. 歴史的風土と自然環境の再生
7. 市街地の再生と連携したまちの賑わいの創出
8. 多様な主体の参加・協働と交流

図 事業区域の概観



資料：東北地方整備局資料

図 震災前の旧・高田松原公園および周辺施設



資料：国土交通省 HP「岩手県における復興祈念公園」



### 3) 整備経過

平成23年(2011)3月11日の東日本大震災の発生から5ヵ月後の同年8月、岩手県の復興計画に「メモリアル公園等整備事業」が位置づけられたことに始まり、同年12月には陸前高田市の復興計画にも同様の位置づけがなされ、それらも踏まえる形で年度末には国土交通省が「震災復興祈念公園の基本的あり方」を取りまとめた。

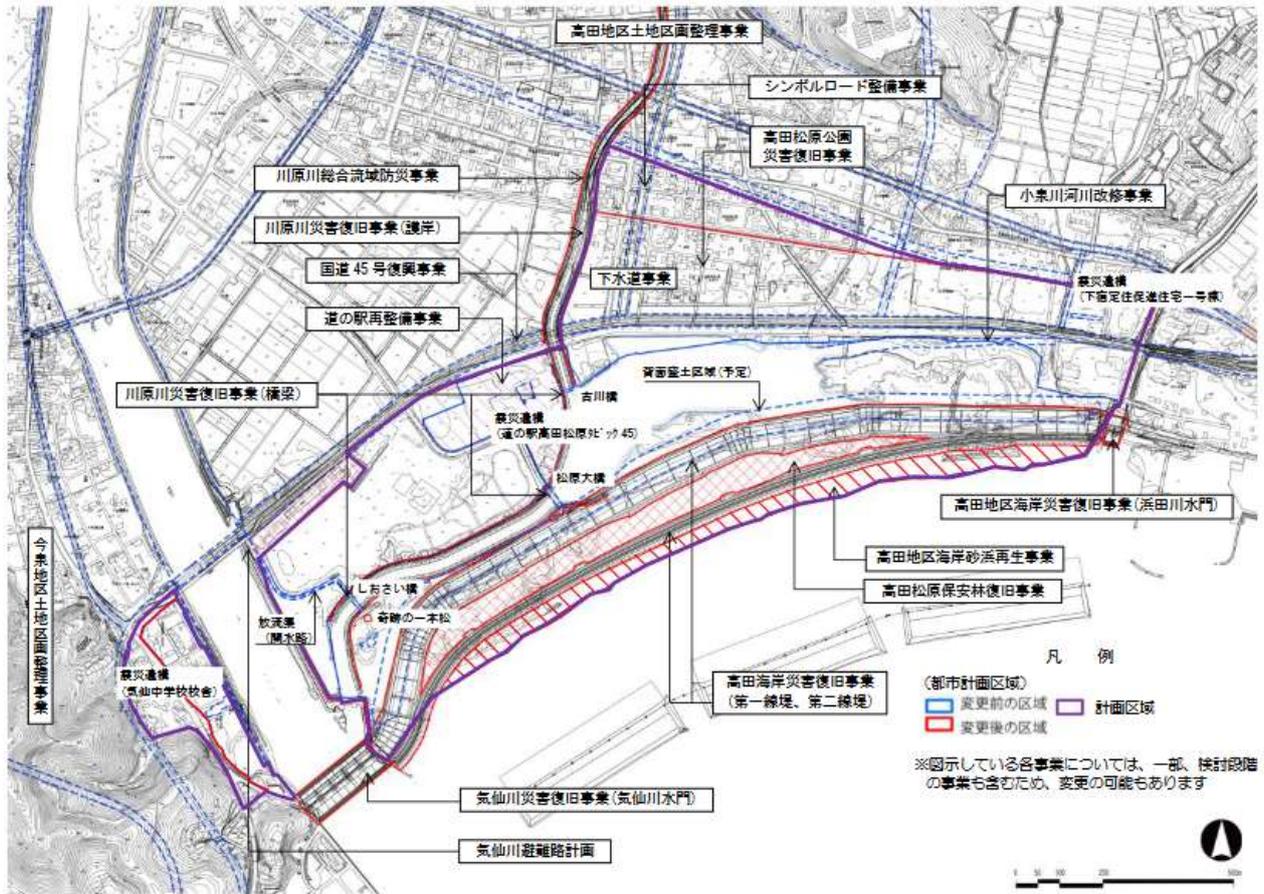
その後、有識者らを交えながら提言、基本構想、基本計画が段階を追って策定され、またパブリックコメントやワークショップによって市民意見も取り入れながら整備や管理運営の具体像がまとめられ、平成29年(2017)の起工式に至った。

その後、令和元年(2019)9月22日、公園の主要施設である国営追悼・祈念施設の一部、道の駅高田松原や東日本大震災津波伝承館が利用開始、令和3年(2021)12月26日に全面供用となった。

表 高田松原津波復興祈念公園の整備経過

平成23年	8月	岩手県の復興計画に「メモリアル公園等整備事業」を位置づけ	平成27年	4月	基本計画(案)に対する意見募集(パブリックコメント)を実施
	12月	陸前高田市の復興計画に「防災メモリアル公園ゾーンの形成」を位置づけ		8月～	基本計画の策定 高田松原津波復興祈念公園有識者委員会
平成24年	3月	国土交通省が「震災復興祈念公園の基本的あり方」を整理	平成29年	9月	高田松原津波復興祈念公園震災津波伝承施設検討委員会
	5～6月	「国営防災メモリアル公園を陸前高田市に誘致する会」が関係省庁に要請書・署名を提出		10月	市民協働ワークショップ
平成25年	7～3月	高田松原地区震災復興祈念公園構想会議 公園のあり方に関する提言の公表(平成25年3月)	令和元年	3月	起工式
	9～6月	岩手県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会基本構想の策定(平成26年6月) ○公園整備の理念や基本方針 ○公園の利活用・空間イメージ		8月	国営追悼・祈念施設(仮称)管理棟建築工事着工
平成26年	7月～	岩手県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会	9月	一部利用開始	
	10月	閣議決定(国営追悼・祈念施設の設置)	令和3年4月	全面開園	

図 祈念公園を含めた周辺のおもな復興事業(高田松原)



資料：高田松原津波復興祈念公園基本計画 (H27.8)

#### 4) 整備・管理等の区分

先に述べたように、高田松原津波復興祈念公園の区域は、津波によって土地が流亡した後に埋立・再建された部分も含めて、大半が県や市の公共施設として使われていた用地である。

祈念公園の事業にあたり、一部の私有地は県が買収し、国（公園事業、道路事業）、県、市の協力と役割分担により各施設が整備されている。

中核施設に当たる国営追悼・祈念施設は、地盤は県有地（県営公園）であり、そのうちの10haを国が設置管理許可を受けて設置する形となっている。

国が設ける事業評価監視委員会資料では、国・県・市をあわせた総事業費のみ公表されており、これが約100億円である。

表 高田松原津波復興祈念公園 主要施設の管理等区分

施設名	整備	所管	管理運営
全体面積 130ha			
国施設（10ha）			
国営追悼・祈念施設（献花の場、祈りの場等の園地や人道橋等）	国（地盤は県）	国交省東北国営公園事務所	公園財団（委託）
県施設（指定管理業務の対象面積 40ha）			
園地、震災遺構（タピック45、気仙中学校、下宿定住促進住宅等）	県	県	高田松原津波復興祈念公園マネジメント共同体（構成：（一社）公園財団、（NPO）緑の相談室）（指定管理）
東日本大震災津波伝承館	県（展示部分）	県	県（直営）
市施設（21ha：高田松原運動公園の面積）			
道の駅高田松原	市（地域振興施設）、 国（国道事務所：道路施設）	陸前高田市	（株）高田松原（指定管理者）
高田松原運動公園 野球場、サッカー場、 芝生広場、多目的広場等	市	陸前高田市	（NPO）陸前高田市体育協会（委託）
公園外（海岸・堤防部分）			
松林	県	県	県広域沿岸振興局

※拠点建物は津波伝承館と道の駅とが一繋りの構造のため、工事発注は国が行なったが、費用は国・県・市で分担している

※水面（古川沼）も都市計画区域に含まれるほか、公園内道路（国道、市道）が現存している。



## (2) 石巻南浜津波復興祈念公園（宮城県石巻市）

### 1) 全体概要

石巻南浜津波復興祈念公園（約 38.8ha）は、東日本大震災の津波と火災により大きな被害があった宮城県石巻市南浜地区に整備された。付近は江戸時代から北上川河口の川港の後背地として徐々に発展し、明治後期からの開墾、昭和初期のパルプ工場の開業等により、市街化・住宅地化が大きく進展したエリアであった。

震災直前には約 2,700 人が暮らしていたが、震災では 2,000 戸以上の住宅が全壊（流出）し、400 名以上もの方々が犠牲になった。こうした経過から住宅跡地の公園化については議論があったが、防災集団移転促進事業によって用地を公共化した上で、県営・市営の祈念公園を一体的に整備し、このうち県営公園の中心部に、国が県から設置管理許可を受ける形で国営追悼・祈念施設を整備する形で基本構想・基本計画示されて事業化が進められた。

その後、国・県・市で分担して事業が実施され、現在は追悼の広場等がある「国管理対象区域（10.0ha）」、一時避難地となる築山等がある「宮城県管理対象区域（12.2ha）」、市民の多様なニーズを考慮した多目的広場等がある「石巻市管理対象区域（16.6ha）」から構成されている。

公園のデザイン面では、市街化される前の風景である湿地や樹林地を復元し、震災前の街と人の生活をしめす街路網を残すとともに、その上に追悼の広場を中心に中核的建築物、避難築山等が配置されている。

図 事業区域の概観



資料：国土交通省 HP「宮城県における復興祈念公園」

図 震災前の南浜地区



## 2) 基本方針等

### ■ 基本理念

東日本大震災により犠牲となったすべての生命(いのち)への追悼と鎮魂の思いとともに、  
 ・まちと震災の記憶を伝え、  
 ・生命(いのち)のいとなみの杜をつくり、人の絆をつむぐ

### ■ 基本方針

- (1) 犠牲者への追悼と鎮魂の場を構築する
- (2) 被災の実情と教訓を後世に伝承する
- (3) 復興の象徴の場としてメッセージを国内外に発信する
- (4) 多様な主体の参画・協働の場を構築する
- (5) 来訪者の安全を確保する

### ■ 基本デザインコンセプト

この地の土地の履歴が示すかつての「浜」、市街化後の南浜地区への想いや記憶が残る「街」を土地利用の前提とし、東日本大震災による犠牲者を追悼し、被災の教訓を次世代へと伝承していくことを祈念します。

～浜・街・追悼と伝承の場所性とは～

- ・浜(土地の履歴)が意味するもの：この地はかつて湿地と松原だった場所。津波で街が消失し、本来の自然に回帰しつつあります
- ・街(街の記憶)が意味するもの：市街地が大津波で消失しましたが、人々の心には暮らしの記憶が残っていて、この地には暮らしの記憶を再生する手がかりが残っています
- ・追悼と伝承が意味するもの：自然への畏敬の念と暮らしの記憶を持ち、追悼と教訓の伝承とともに、復興への意思を伝え続けます

図 基本計画図(計画段階)



資料：石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本計画

### 3) 整備経過

平成23年(2011)3月11日の東日本大震災の発生から9ヵ月後の同年12月、石巻市の復興計画「復興のシンボルとなる公園整備」を位置づけたことに始まり、それを踏まえる形で年度末には国土交通省が「震災復興祈念公園の基本的あり方」を取りまとめた。

その後、地元ではワークショップや市民フォーラム等が開催され、宮城県では有識者らを交えながら基本構想、基本計画が段階を追って作成、またパブリックコメント等によって市民意見を取り入れながら整備や管理運営の具体像がまとめられ、平成29年(2017)の起工式に至った。

また、公園予定地が津波によって大きな被害を受けた住宅地(民有地)であり、多数の死者もあった場所であることから、数多くのワークショップやフォーラム等を通じて公園・まちづくりと市民との関わりのあり方が活発に議論され、起工式に先立って平成28年(2016)には市民活動拠点の整備や参加型維持管理運営協議会の設立が進められた。

その後、令和3年(2021)3月には公園が全面開園、やや遅れて6月には県立のみやぎ東日本大震災津波伝承館が開館した。

表 石巻南浜津波復興祈念公園の整備経過

平成23年	12月	石巻市の復興計画に「復興のシンボルとなる公園整備」を位置づけ	平成27年	3月	国連防災世界会議 パブリック・フォーラムを開催
	3月	国土交通省が「震災復興祈念公園の基本的あり方」を整理		5月～6月	基本計画(案)に対する意見募集(パブリックコメント)を実施
平成24年	12～2月	南浜地区・中瀬公園  미래の公園づくりワークショップを開催	平成28年	8月	基本計画の策定
	6月	地元自治体が石巻市南浜地区の復興祈念公園整備を求める要望書を関係省庁に提出		10月～	石巻市南浜地区復興祈念公園有識者委員会
平成25年	10月	石巻市南浜地区における復興祈念公園を考える市民フォーラムを開催	平成29年	6月	市民活動拠点活動開始
	10月～3月	宮城県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会 基本構想の策定(平成26年3月) ○公園整備の理念や基本方針 ○空間構成の方針・空間の骨格		10月～	石巻南浜津波復興祈念公園「参加型維持管理運営」協議会
平成26年	8月～	宮城県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会	平成31年	3月	起工式
	10月	閣議決定(国営追悼・祈念施設の設置)		1月	国営追悼・祈念施設(仮称)管理棟建築工事着工
			令和3年	3月	全面開園
				6月	みやぎ東日本大震災津波伝承館開館

図 祈念公園を含めた周辺のおもな復興事業(石巻南浜)



名称	事業主体	摘要
防災集団移転促進事業	石巻市	対象戸数1,397戸
新門脇地区土地区画整理事業	石巻市	対象面積約23.7ha
河川堤防	国土交通省	T. P+7.2~4.1m 低水路護岸L=8,100m
海岸堤防	宮城県	T. P+7.2m 延長L=1,517m
門脇流留線	宮城県	総幅員W=17.0m (南浜区間)
南光門脇線	石巻市	T. P+3.5m 総幅員W=37.5m
大街道石巻港線	宮城県	
(仮称) 鎮守大橋	石巻市	
防災マリーナ	石巻市	
離島航路発着所	石巻市	石巻～田代島～網地島～鮎川

資料：『石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本計画』

#### 4) 整備・管理等の区分

先に述べたように、現在の石巻南浜復興祈念公園の区域は、元々は大半が津波によって大きく浸水した民有住宅地であった。このため、復興事業にあたっては海岸堤防と嵩上げ道路による二段階の津波防御線が構成されることとなり、この二本の間に防災集団移転促進事業（自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とし、市町村等が住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う事業）が導入され、移転対象地のうちの広い範囲が祈念公園の用地となった。

中核施設に当たる国営追悼・祈念施設は、地盤は県有地（県営公園）であり、そのうちの10haを国が設置管理許可を受けて設置する形となっている。

国が設ける事業評価監視委員会資料では、全体事業費のみ公表されており、これが約76億円である。

表 石巻南浜津波復興祈念公園 主要施設の管理等区分

施設名	整備	所管	管理運営
全体面積 38.8ha			
国施設 (10ha)			
国営追悼・祈念施設（追悼の広場、市民活動拠点、門脇駐車場等等）	国（地盤は県）	国交省東北国営公園事務所	石巻市南浜津波復興祈念公園マネジメント共同事業体（構成：（一財）公園財団、（一社）ひと・まち・もり、東洋緑化(株)）に委託※2
みやぎ東日本大震災津波伝承館※1	国（建物、展示の一部） 宮城県（展示）		
県施設 (12.2ha)			
園地（一丁目の丘、松原、池・湿地）	宮城県	宮城県	石巻市南浜津波復興祈念公園マネジメント共同事業体（指定管理）
市施設 (16.6ha)			
園地（多目的広場、松原、池・湿地、遊具等）	石巻市	石巻市	県施設と同

※1 本施設の中核施設であり、管理事務所やビジターセンターの機能も持つみやぎ東日本大震災津波伝承館は、国が建物を整備し、館内の展示は国と県が分担して作成・管理している。県部分の管理は県直営（県復興支援・伝承課）で県職員が常駐するほか、展示解説業務を(公社)3.11メモリアルネットワークに委託。国部分は園地と一括して委託。

※2 宮城県と石巻市は県営公園・市営公園を一括して管理する指定管理者を公募し、そこで選定された事業者は、国施設の維持管理業務委託が発注される仕組みとなっている

図 石巻南浜津波復興祈念公園 全体概要と管理区分

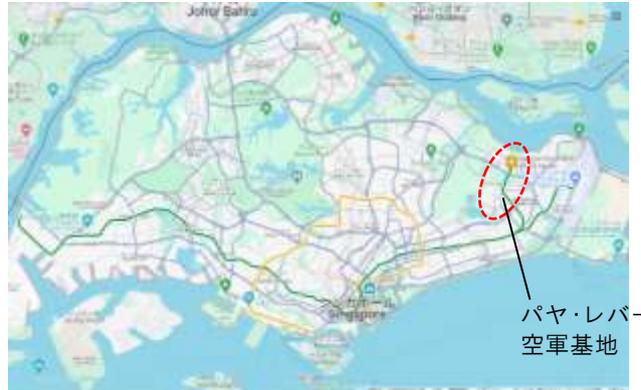


資料：国土交通省 HP

### 3. その他事例収集

#### (1) パヤ・レバー

パヤ・レバー空軍基地はシンガポールの東部に位置し、約 800ha の敷地を有する。2021 年以降、シンガポール政府はこの空軍基地をシンガポールの「ナショナル・ガーデン・イースト」として自然と調和した次世代の都市を再開発するプロジェクトを進めている。



普天間飛行場と類似する環境・規模であること、目指す都市像が「みどりの中のまちづくり」と類似していることなどから、参考となる事例である。

以下、シンガポール都市局 (Urban Redevelopment Authority) による長期都市計画レビューより構想の概要を整理する。

<https://www.ura.gov.sg/Corporate/Planning/Long-Term-Plan-Review/Space-for-Our-Dreams-Exhibition/PLAB-Next-Flight>

#### ● サステナブルで遊び心のあるコミュニティ

“東部地方のみどりと水の中心”

既存の森林地域や水辺を拡張しつつ、新たな都市のオープンスペースや歩道を織り込み、水と緑のネットワークを形成

- シンガポール全体の生態系ネットワークを強化し、自然都市への変革を促進する。
- 自然地や水辺のレクリエーション空間を豊かにする
- 都市洪水リスクの軽減とともに水源を涵養
- 再生可能エネルギーの供給とエネルギー効率の高い開発計画



## ●住みやすく包括的な近隣コミュニティ

“特色ある地区の開発”

空軍基地としての滑走路、バンカー、その他歴史的建造物などのインフラを適切に再利用することによる、特色あるまちづくり

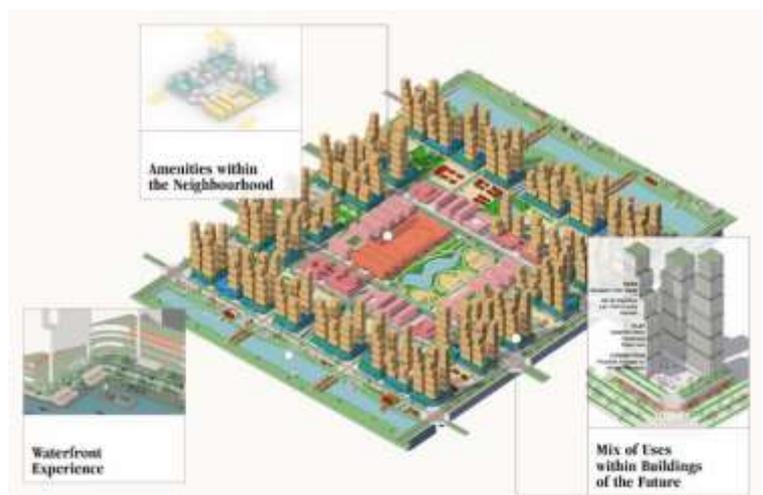
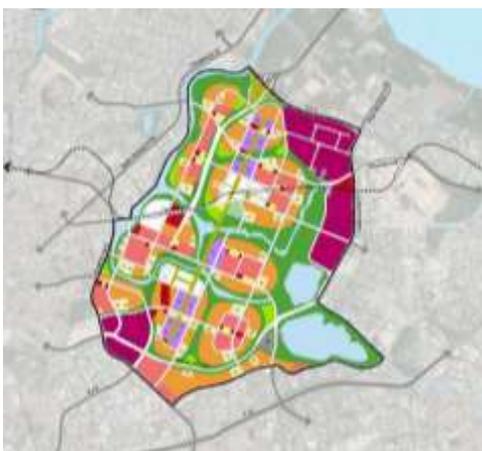
→パヤ・ルバー・コモنزの中心をなすのは3.7kmの滑走路跡を生かしたユニークで連続した屋外公共スペースであり、この滑走路は、イノベーション&クリエイティブ地区、国際イベントスペース、遺産地区、そして活気あるレクリエーションと緑地を結びつける。滑走路はまた、様々なコモنزを縫い合わせ、特徴ある都市空間を創出する

“自立したコミュニティ中心の近隣地域の構築”

1.5~2万戸規模の住区「COMMONS」を基本単位としてまちを計画

→コモنزは、住民間の交流を促進するオープンスペースや多様なコミュニティ施設、サービス、ビジネス等の機能を中核部分に備え、周辺に多孔質な住宅地区を配する。

→コモنزは柔軟な土地利用を可能にし、循環可能な持続可能性を支援し、高齢者にやさしい環境を促進し、ウェルネス中心のライフスタイルを支援し、多様性を提供する活気ある居住環境を創造するよう計画される



## ●イノベティブでアクティブなコミュニティ

周辺のまちと軌道によって戦略的に接続し、東部地域の雇用拠点として強化  
地区内は人々の安全な移動を確保するため、徒歩や自転車、AVモビリティのネットワークを優先



## (2) 筑波学園研究都市

普天間飛行場跡地において、沖縄振興の拠点づくりとして構想されている「振興コア」は、大規模緑地と一体となった良好なみどりの環境を基盤として、研究や新たな産業が集積するイメージである。

そのような空間を創出するにあたり、参考として筑波学園研究都市の事例を整理する。

### 【概要】

筑波研究学園都市（以下、研究学園都市）は東京の北東約 60 km に位置し、面積は約 28,000ha、人口は約 17 万人（令和 2 年国勢調査）である。研究教育機関や住宅、公共施設等が一体的に整備された区域を「研究学園地区」、それ以外の区域を「周辺開発地区」と呼び、研究学園地区は約 2,700ha、人口 7.2 万人である。研究学園地区には 29 の国等の研究・教育機関をはじめ、民間をあわせておよそ 150 の研究機関が立地し、1 万人以上の研究者を有する我が国最大の研究開発拠点となっている。



### 【筑波研究学園都市の経緯】

- 1963 年(昭和 38 年) 研究・学園都市の建設地を筑波地区とする閣議了解
- 1969 年(昭和 44 年) 新住宅市街地開発事業着工
- 1970 年(昭和 45 年) 「筑波研究学園都市建設法」制定・施行
- 1973 年(昭和 48 年) 筑波大学開学
- 1980 年(昭和 55 年) 43 の試験研究・教育機関等の移転完了
- 1985 年(昭和 60 年) 国際科学技術博覧会開催、常磐自動車道開通
- 1986 年(昭和 61 年) 周辺開発地区の工業団地の整備に着手
- 1987 年(昭和 62 年) 町村合併によりつくば市誕生
- 1996 年(平成 8 年) 第 1 期科学技術基本計画
- 2001 年(平成 13 年) 第 2 期科学技術基本計画
- 2005 年(平成 17 年) つくばエクスプレス開通
- 2006 年(平成 18 年) 第 3 期科学技術基本計画

図： <https://www.mlit.go.jp/crd/daisei/tsukuba/>

### 【筑波研究学園都市の開発手法】

筑波研究学園都市の建設は、国土庁（現、国土交通省）が全体の調整等を実施し、日本住宅公団（現、都市再生機構）がマスタープランの作成、基盤整備等を行った。開発方式としては、4 つの事業手法を組み合わせた。

①一団地の官公庁施設事業

国の教育・研究機関の整備を行う事業（約 1,460 ヘクタール）

②新住宅市街地開発事業

土地を全面買収して造成し、計画的に住宅地などの整備を行う事業（約 260 ヘクタール）。

住宅の建設にあたっては、セットバックや緑地など良好な住環境にかかる詳細基準を定めた「筑波研究学園都市住宅市街地の建設に関する計画標準」により誘導が行われた。

③土地区画整理事業

減歩することにより公共用地を確保する事業（約 1,100 ヘクタール）

④都市計画公園事業

住民の憩いの場を確保するために公園を整備する事業（約 30 ヘクタール）

### 【環境形成の取組みと成果】

筑波研究学園都市は、建設にあたり「筑波研究学園都市建設法」（以下、建設法）を制定し、建設の促進を図った。建設法には、研究学園地区及び周辺開発地区の整備を計画的に推進するために、「研究学園地区建設計画」と「周辺開発地区整備計画」の策定が位置づけられた。

これらの計画では、基本目標のひとつに「エコ・ライフ・モデル都市」を挙げ、環境共生型都市づくりを施策に盛り込んでいる。

その成果として、現在の研究学園都市には緑豊かなゆとりある都市環境が形成されており、総延長約 48 kmにおよぶ歩行者専用道路（ペDESTリアンデッキ）は筑波研究学園都市開発の特徴の一つとなっている。このうち都市の骨格となっている「つくば公園通り」は、筑波大学から赤塚公園まで至る幅員 10～20m、延長約 10 kmに達し、沿道には公園や公共施設、商業施設、研究施設、住宅などが配置されている。また計画住宅地（主に新住宅市街地開発事業で整備した地区）では、各地区内に幅員約 8m のペDESTリアンデッキが整備され、そのペDESTリアンデッキ網沿いに公園や学校、児童館、幼稚園、サブセンターなどが配置され、地区の人々の主要動線となっている。

ただし、開発手法の制約もあり、まちの緑地と研究施設等は必ずしも一体的に整備されたわけではなかった。官公庁施設まわりの豊かな緑は主として敷地内緑地として創出されたため、その後研究機関の独立法人化により一団地の官公庁施設の都市計画決定が廃止されたことで、オープンスペースの確保が確実ではなくなっているなどの課題も生じている。